

**だれもが利用しやすい
トイレをめざして**

1

トイシ設計の 留意点

(1) 用語の解説等

1) 多機能トイレ

障がいのある人、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの人など、より多くの人々が利用でき、かつ、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースが確保され、設備が適切に配置されたトイレ

2) コンパクトタイプの多機能トイレ

多機能トイレのように十分なスペースは確保できないが、車いす使用者が中に入ることができ、ある程度の動作が可能なスペースを確保したトイレ。

小規模な施設や改築等で十分なスペースを確保することが困難な場合は、コンパクトタイプの多機能トイレを設置することが考えられます。

3) 設計の留意点の見方

整備内容における●印のついた項目は整備すべき事項、○印の付いた項目は整備するうえで望ましい事項としています。

(2) 一般トイレ

整備項目	整備内容	解説
案内表示	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口付近にトイレであること（男女用の区別がないときは男女共用表示、男女用の区別があるときは男女別表示）をわかりやすく表示する。 ○ トイレ内の便房等の位置、構造を、点字により表示した案内板等を設け、かつ、その直下の床面には点状ブロック等を設けることがなお望ましい。 	<p>視覚に障がいのある人に配慮することが望まれます。</p>
男子用小便器	<ul style="list-style-type: none"> ● 各トイレの1以上の小便器は、床置き式、又は低リップの壁掛け式とし、両側に手すりを設ける。また、低リップの壁掛け小便器の場合は、幼児の利用にも配慮し、リップ高35cm程度以下がよい。 ○ 上記の小便器は、入口に最も近い位置に設けることがなお望ましい。 	<p>手すりは、杖を使用している人や高齢者など姿勢の安定しない人が体を支えるために必要です。</p>
大便器	<ul style="list-style-type: none"> ● 各トイレの1以上の大便器は、腰掛け便座とし、L字型手すりを設ける。 ● 便座面の高さは、床面から40cm程度がよい。 ● 壁と手すりの間隔は、握った手が入るよう5cm程度以上がよい。 ● 手すりの水平部分の高さは便座面から25cm程度、垂直部分の位置は便器先端から25cm程度がよい。 ○ 和式便器に、前方の壁に垂直、水平に手すりを設けることがなお望ましい。 	<p>障がいのある人、高齢者などの利用に配慮した手すり付きの腰掛け便座が必要です。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

整備項目	整備内容	解説
洗面器	<ul style="list-style-type: none"> ●各トイレの1以上の洗面器は、カウンター埋め込み式とするか又は手すりを設ける。 ●洗面器の水栓器具は、レバー式、光感知式等操作の容易なものとする。 ○幼児の利用に配慮し、高さ55cm程度の洗面器を設けることがなお望ましい。 	<p>杖を使用している人や高齢者など姿勢の安定しない人の利用に配慮することが必要です。</p> <p>指の動きが不自由な人でも容易に操作できることが必要です。</p>
乳幼児いす	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積2,000㎡以上の一定用途の建築物(注1)のトイレの1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、乳幼児いすを設置した便房を1以上設ける。 ●上記の便房及び便房のあるトイレの出入口付近には、乳幼児いすが設置されていることをわかりやすく表示する。 ○スペースに余裕がある場合は、複数の便房に設け、また、洗面所付近にも設けることがなお望ましい。 ○床面積2,000㎡未満の建築物についても、必要に応じて設けることが望ましい。 	<p>乳幼児連れの人の利用に配慮することが必要です。</p> <p>乳幼児いすは、一般トイレ又は多機能トイレのどちらに設けてもよい。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

(注1)一定用途の建築物…官公庁施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター、保健センターに限る。)、医療施設、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設、集会施設及び一日の平均乗降客が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルをいう。

整備項目	整備内容	解説
乳幼児ベット	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積2,000㎡以上の一定用途の建築物(注1)のトイレの1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、乳幼児ベットを設ける。ただし、トイレ以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。 ●上記トイレの出入口付近には、乳幼児ベットが設置されていることをわかりやすく表示する。 ○床面積2,000㎡未満の建築物についても、必要に応じて設けることが望ましい。 	<p>乳幼児連れの人の利用に配慮する必要があります。</p> <p>乳幼児ベットは、一般トイレ又は多機能トイレのどちらに設けてもよい。</p>
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ○大使用の便房内にフック又は手荷物棚を設けることが望ましい。 	

●整備基準 ○望ましい基準

(注1)一定用途の建築物…官公庁施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター、保健センターに限る。)、医療施設、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設、集会施設及び一日の平均乗降客が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルをいう。

(3) 多機能トイレ

整備項目	整備内容	解 説
配 置	○多機能トイレを複数設ける場合は、右利き、左利きの車いす使用者に配慮することが望ましい。	車いす使用者の便器への移乗の仕方は、障がいの部位、程度によって様々で、便器の配置に配慮することが望まれます。
案内表示	<p>●トイレの出入口付近に多機能トイレが設けられていることをわかりやすく表示する。</p> <p>○便器等の位置、構造を点字により表示した案内板等を設け、かつ、その直下の床面には点状ブロック等を設けることが望ましい。</p>	<p>車いす使用者のみならず誰もが利用できることをわかりやすく表示することが必要です。</p> <p>視覚に障がいのある人に配慮することが望まれます。</p>
便房の広さ	<p>●車いす使用者が360°回転できるよう直径150cm以上の円が内接できる空間を確保し、かつ便器前方には120cm以上の空間を確保する。</p> <p>○電動車いす使用者が360°回転できるよう直径180cm以上の円が内接できる空間を確保し、かつ便器前方には120cm以上の空間を確保することがなお望ましい。</p>	<p>直径150cmは、標準型の手動車いすが360°回転できる大きさです。</p> <p>120cmは、標準型の手動車いすが収まる最小の長さです。</p>
便房の出入口	<p>●有効幅員は、80cm以上とする。</p> <p>○有効幅員は、90cm以上がなお望ましい。</p> <p>●出入口には、段を設けない。</p>	<p>80cmは、車いすが通過できる最小幅員です。</p> <p>90cmは、車いすが通過しやすい幅員です。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

整備項目	整備内容	解説
便房の戸	<ul style="list-style-type: none"> ●自動式引き戸又は手動式引き戸等とする。 ●手動式引き戸は、自動的に戻らないタイプのものであるとする。 ●手動式引き戸の握り手は、棒状ハンドル式のものとする。 ○手動式引き戸の握り手は、戸の内側には左右両側に設けることがなお望ましい。 	<p>自動的に戻るタイプのものは、車いすで出入する際、時間にとれないので好ましくありません。</p> <p>車いす使用者が移動しなくても戸の開閉操作ができるよう配慮することが望まれます。</p>
施錠装置	<ul style="list-style-type: none"> ●レバー式等容易に操作できるものとする。 ●設置高さは、床面から100cm程度とする。 ●非常時に外から解錠できるものとする。 ○出入口には、袖壁を設けることがなお望ましい。 	<p>指の動きが不自由な人でも容易に操作できることが必要です。</p> <p>車いす使用者などが操作しやすい高さとすることが必要です。</p> <p>車いす使用者が錠へ接近しやすくなるよう配慮することが望まれます。</p>
腰掛け便座	<ul style="list-style-type: none"> ●便座の高さは、床面から40cm程度がよい。 ●便器の形状は、壁掛け式又は床置き式とし、床置き式の場合は、車いすのフットレストが当たりにくいぐいれの大きいものがよい。 ○温水洗浄便座の場合、操作スイッチは壁付きがよい。 ○背もたれを設けることがなお望ましい。 	<p>床置き式の場合、車いすのフットレストが当たることによって使用時の障がいとなる場合があります。</p> <p>便器に前向きに座る車いす使用者にとって、便座横の操作スイッチが支障となることがあるため、操作スイッチの設置位置に配慮することが必要です。</p> <p>座位を保てない人や用を足すのに時間がかかる人に配慮することが望まれます。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

整備項目	整備内容	解説
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ●便器の両側に設置し、便器に沿った壁面側にはL字型手すり、もう一方は可動式の水平手すりとする。 ●壁と手すりの間隔は、握った手が入るよう5cm程度以上がよい。 ●L字型手すりの垂直部分の位置は、便器先端から25cm程度がよい。 ●手すりの高さは、便座面から25cm程度がよい。 ●手すりの間隔は、70～75cm程度がよい。 ●可動式水平手すりは、便器の先端と同程度の長さとするのがよい。 	<p>水平手すりは、固定式の場合、介助が必要な場合や横からの移乗を困難にするため、可動式とする。</p> <p>便器への移乗、立ち上がり、着座中の身体の支持などの動作に支障がないよう、適切に配置することが必要です。</p>
洗浄装置	<ul style="list-style-type: none"> ●便器に腰掛けた状態で容易に操作できる位置に設ける。 ○便器に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から操作できる位置に設けることがなお望ましい。 ●操作しやすい押しボタン式、靴べら式等容易に操作できるものとする。 	<p>車いすに座ったままカテーテル等を使って用を足す人などに配慮することが望めます。</p> <p>他の設備の配置上、一ヶ所で両方から利用することが困難な場合は、2ヶ所以上設置することが考えられます。</p> <p>指の動きが不自由な人でも容易に操作できることが必要です。</p>
鏡	<ul style="list-style-type: none"> ●鏡の下端部は洗面器上端部にできるだけ近い位置とし、鏡の上端部は、床面より180cm程度以上とする。 	<p>傾斜鏡は、圧迫感があり、立位では見にくいいため、だれもが利用できる平面鏡とすることが必要です。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

整備項目	整備内容	解説
洗面器 水栓器具	<ul style="list-style-type: none"> ●洗面器の下に床上65cm程度の高さを確保し、洗面器上面の高さを80cm程度以下とする。 ●洗面器の位置、形状は、車いす使用者が便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならないよう配慮する。 ●水栓器具は、レバー式、光感知式等容易に操作できるものとする。 ○水石けんホルダーを設けることが望ましい。 	<p>車いす使用者が、容易に利用できることが必要です。</p> <p>指の動きが不自由な人でも容易に操作できることが必要です。</p>
非常通報装置	<ul style="list-style-type: none"> ●便器に腰掛けた状態で容易に操作できる位置に設ける。 ○便器に腰掛けた状態、車いすに座った状態及び床に転倒した状態から操作できる位置に設けることがなお望ましい。 	<p>他の設備の配置上、一ヶ所で三方から利用することが困難な場合は、2ヶ所以上設置するか、下げふりスイッチを設けることが考えられます。</p>
ペーパーホルダー	<ul style="list-style-type: none"> ●便器に腰掛けた状態で容易に利用できる位置に設ける。 ○便器に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から利用できる位置に設けることがなお望ましい。 ○片手で紙が切れるものが望ましい。 	<p>他の設備の配置上、一ヶ所で両方から利用することが困難な場合は、2ヶ所以上設置することが考えられます。</p> <p>片手麻痺の人などが利用しやすいように配慮することが望まれます。</p>
乳幼児いす	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積2,000㎡以上の一定用途の建築物(注1)のトイレの1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、乳幼児いすを設ける。 ●上記トイレの出入口付近には、乳幼児いすが設置されていることをわかりやすく表示する。 ○床面積2,000㎡未満の建築物についても、必要に応じて設けることが望ましい。 	<p>乳幼児連れの人の利用に配慮することが必要です。</p> <p>乳幼児いすは、一般トイレ又は多機能トイレのどちらに設けてもよい。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

(注1)一定用途の建築物…官公庁施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター、保健センターに限る。)、医療施設、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設、集会施設及び一日の平均乗降客が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルをいう。

整備項目	整備内容	解説
乳幼児ベッド	<ul style="list-style-type: none"> ●床面積2,000㎡以上の一定用途の建築物(注1)のトイレの1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)には、乳幼児ベッドを設ける。ただし、トイレ以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。 ●上記トイレの出入口付近には、乳幼児ベッドが設置されていることをわかりやすく表示する。 ○床面積2,000㎡未満の建築物についても、必要に応じて設けることが望ましい。 	<p>乳幼児連れの人の利用に配慮することが必要です。</p> <p>乳幼児ベッドに替えて、大人用介護ベッドを設けることでもよい。</p> <p>乳幼児ベッドは、一般トイレ又は多機能トイレのどちらに設けてもよい。</p>
その他の設備	<ul style="list-style-type: none"> ○フックを複数設け、1以上は車いす使用者に配慮した高さとするが望ましい。 ○手荷物棚を設けることが望ましい。 ○洗面器とは別に便器に腰掛けた状態で利用できる手洗器を設けることが望ましい。 ○トイレ内部に感知式照明スイッチを設けることが望ましい。 	<p>立位で170cm程度、車いす使用者で130cm程度がよい。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

(注1)一定用途の建築物…官公庁施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター、保健センターに限る。)、医療施設、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設、集会施設及び一日の平均乗降客が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルをいう。

(4) コンパクトタイプの多機能トイレ

整備項目	整備内容	解説
案内表示	(多機能トイレ参照)	
便房の広さ	<ul style="list-style-type: none"> ・便房の正面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●便房の幅は、有効幅員110cm以上とする。 ●便器前方に120cm以上のスペースを設ける。 ・便房の側面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●便房の幅は、有効幅員120cm以上とする。 ●便房の幅が、120cm以上150cm未満の場合は、便器前方に140cm以上のスペースを設ける。 ●便房の幅が、150cm以上の場合は、便器前方に120cm以上のスペースを設ける。 	<p>120cmは、標準型の手動車いすが収まる最小の長さです。</p> <p>側面が出入口で便房の幅が狭い場合(120cm以上150cm未満)は、車いすが便房内に進入する際、転回しながら進入する必要があるため、便器前方に140cm以上のスペースが必要です。</p>
便房の出入口	<ul style="list-style-type: none"> ・便房の正面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅員は、80cm以上とする。 ○有効幅員は、90cm以上がなお望ましい。 ・便房の側面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●有効幅員は、90cm以上とする。 ●出入口には、段を設けない。 	<p>側面が出入口の場合は、車いすが便房内に進入する際、転回しながら進入する必要があるため、出入口の有効幅員は90cm以上必要です。</p>

●整備基準 ○望ましい基準

整備項目	整備内容	解説
便房の戸	<ul style="list-style-type: none"> ・便房の正面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●自動式引き戸、手動式引き戸又は外開き戸等とする。 ・便房の側面が出入口の場合 <ul style="list-style-type: none"> ●自動式引き戸、手動式引き戸等とする。 ●手動式引き戸は、自動的に戻らないタイプのものとする。 ●手動式引き戸、外開き戸等の握り手は、棒状ハンドル式のものとする。 ○手動式引き戸の握り手は、ドアの内側には左右両側に設けることがなお望ましい。 	その他の戸として、引き込み戸等があります。
施錠装置	(多機能トイレ参照)	
腰掛け便座	(多機能トイレ参照)	
手すり	(多機能トイレ参照)	
洗浄装置	(多機能トイレ参照)	
鏡	(多機能トイレ参照)	
洗面器 水栓器具	(多機能トイレ参照)	
非常通報装置	(多機能トイレ参照)	
ペーパーホルダー	(多機能トイレ参照)	
その他の設備	(多機能トイレ参照)	

●整備基準 ○望ましい基準

2

オストメイト
対応トイシ

(1) オストメイトとは

オストメイトとは、人工肛門や人工膀胱を保有する人のことをいい、大腸ガンや膀胱ガンなどのため、手術により肛門や膀胱を摘出し、それらに代わる新しい排泄口（ストーマ）が腹部に作られ、補装具（パウチ）に排泄物をためます。現在、オストメイトの方は全国で20万人以上いるといわれています。

(2) オストメイトの方が抱える問題

オストメイトの方がいちばん困っているのは、ストーマの位置に装着しているパウチが外れたりずれたりして排泄物がもれてしまった場合です。外出中にこのようなアクシデントが起こった場合は、脱衣して腹部等の洗浄を行い、パウチの再装着そして排泄物の後始末が必要になります。

しかしながら、オストメイトの方のための設備を備えたトイレは、ほとんど整備されていないのが現状です。

(3) オストメイトの方のために必要な設備は次のようなものがあります。

- ①パウチに溜まった排泄物を流し、また、汚れたパウチや腹部などを洗浄できる汚物流し（水栓器具は、腹部などの洗浄が容易にできる温水シャワー付きのものが望ましい。）
- ②使用済みのパウチ等を捨てるための大きめの汚物入れ
- ③手荷物やパウチなどを置くための棚
- ④衣服を掛けるためのフック
- ⑤パウチを装着するのに必要な姿見用鏡
- ⑥ペーパーホルダー
- ⑦水石けんホルダー
- ⑧チェンジングボード（着替えをするための台）

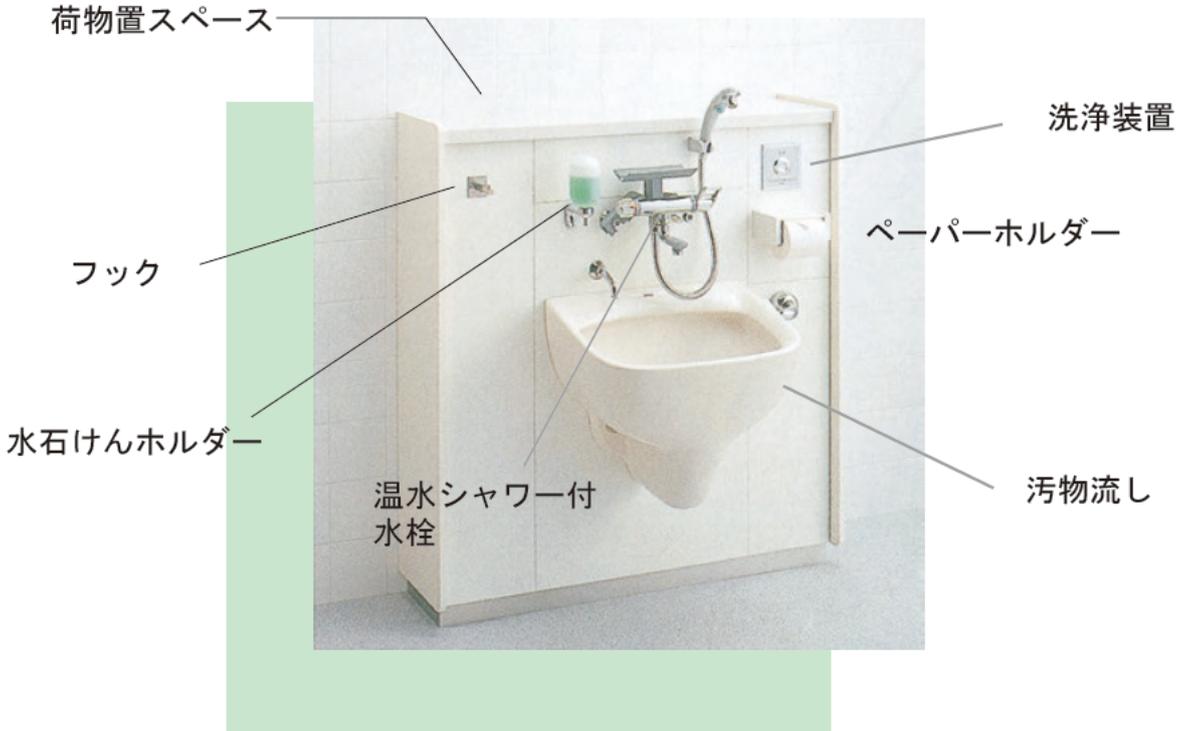
(4) オストメイト対応トイレの整備

オストメイトの方のために必要な設備を、多機能トイレの中に設ける場合は、車いす使用者などの動作に支障とならないよう設備の配置には十分注意する必要があります。

(5) オストメイト設備の例

●汚物流し等

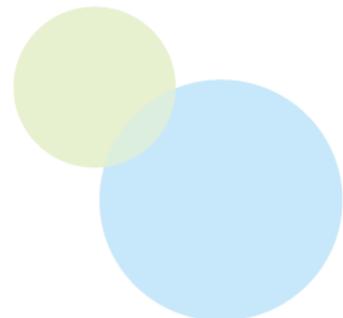
■汚物流し等、簡易洗浄装置
〈 出典:TOTOバリアフリーブック
パブリックトイレ編2003.9 〉



●チェンジングボード (着替えをするための台)



■チェンジングボード
〈 出典:コンビチャチャ(株)
コンビチャチャの育児環境製品
総合カタログ2003 〉



3

整備事例

【トイレの整備事例ー1】

(イオンラパークショッピングセンター:伊勢市)

(1) 一般トイレ

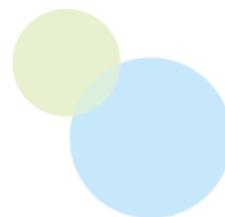
●整備概要

- ・男女用とも洗面所に幼児の利用に配慮した高さの低い洗面器が設置されている。
- ・男女用とも洗面所にベビーベットが設置され、また、便房にはベビーチェアが設置されている。
- ・両側に手すりが設けられた低リップの壁掛け式小便器が設置されている。
- ・女性トイレには、幼児用小便器、パウダーコーナーが設置されている。



■洗面所

幼児の利用に配慮した高さの低い洗面器が設置されている。



■洗面所に設置された ベビーベット

使用済みのおむつなどを入れるビニール袋が用意されており、汚物入れも大きめのものが設置されている。



■大型ブース

ベビーカーのまま入れる大きめのブースと手すり、温水洗浄装置付き腰掛け便座、ベビーチェアが設置されている。



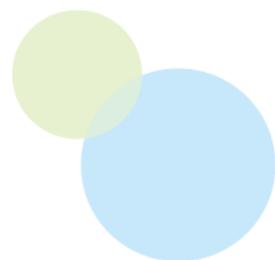
■小便器

両側に手すりが設けられた低リップの壁掛け式小便器。



■女性トイレ入口に設けられたサイン

ベビーベット、ベビーカーのまま入れる大型ブース、幼児用小便器と洗面器、パウダールームがあることを表示している。



(2) 多機能トイレ

● 整備概要

多機能トイレは、1階、2階にそれぞれ2ヶ所あり、トイレ内にはベビーベッド（又は大人用介護ベッド）、ベビーチェアが設置されている。また、1階、2階のそれぞれ1ヶ所の多機能トイレは、オストメイト対応設備も設置されている。



■ オストメイト対応設備、ベビーベッド、ベビーチェア、子ども用便座、介助者に対するプライバシーに配慮したカーテンを備えた多機能トイレ。

■ オストメイト対応設備

温水水栓、温水シャワーを備えた汚物流しがあり、上部には、手荷物を置くことができるスペースが設けられている。



■ ベビーベッド

使用済みのおむつなどを入れるビニール袋が用意されており、汚物入れも大きめのものが設置されている。



■ 重度障がいのある方のオムツ替え等に配慮した大人用介護ベッド。



■ だれもが利用できるよう、また、トイレ内に設けられた設備の内容がわかるよう表示されたサイン。

【トイレの整備事例-2】

(県有施設の多機能トイレ)



■大人用介護ベット、背もたれ、温水洗浄装置付き腰掛け便座、手洗器を備えた多機能トイレ。

■車いす使用者の便器前方から移乗に配慮した幅の薄い洗面器。

■洗面器の上端部に近い位置から十分な長さをもった平面鏡。



■だれもが利用できるよう表示されたサイン。

■使用中か否かを表示する電光表示板。

【トイレの整備事例ー3】

(トイレの各設備の整備事例)

(1) 一般トイレ



- 視覚に障がいのある人に配慮し、トイレ内の設備内容がわかるよう点字表示されたサイン。



- 水平手すりが設けられた和式便器（立ち上がりの動作に配慮し、水平手すりだけでなく、垂直手すりも設けられているとなおよい。）。



- 手すり付き腰掛け便座、手荷物棚、フックが設けられたブース。

(2) 多機能トイレ



■ 便座に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から操作できるよう設置された洗浄装置。

■ 便座に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から利用できるよう設置されたペーパーホルダー。

■ 便座に前向きに座る車いす使用者に配慮し、便器横ではなく、壁に操作盤が設けられた温水洗浄装置付き腰掛け便座。





■大きめのレバー式の
施錠装置



■トイレ出入口の戸
(自動式引き戸)

操作盤は、車いす使用者がトイレ内に入りきってから操作できるように出入口から離れた位置に設置している。

■トイレ出入口の戸
(手動式引き戸)

車いす使用者が、戸の握り手及び施錠装置に近接しやすいよう袖壁が設けられている。
戸の引き込みスペースが確保できないため、2枚連動引き戸としている。





■立位で利用できる高さ及び車いす使用者が利用できる高さに設置されたフック。

■手荷物を置けるよう配慮された荷物棚。



4

多機能トイ
設計
チェックシート
(参考)

多機能トイレ設計チェックシート(参考)

項目	整備内容	チェック	望ましい基準	チェック
配 置			複数設ける場合、左利き、右利きの車いす使用者に配慮しているか	
案内表示	多機能トイレが設けられていることを表示するサインを設置しているか		便器等の位置、構造を点字により表示した案内板を設け、かつ、床面に点状ブロックを設けているか	
便房の広さ	直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器前方に120cm以上の空間を設けているか		直径180cm以上の円が内接でき、かつ、便器前方に120cm以上の空間を設けているか	
便房出入口	有効幅員は、80cm以上か 出入口に段を設けていないか		有効幅員は、90cm以上か	
便房の戸	自動式引き戸又は手動式引き戸か 手動引き戸の場合、自動的に戻らないタイプか 手動引き戸の場合、握り手は棒状ハンドル式か		手動引き戸の場合、握り手は戸の内側左右両側に設けているか	
施錠装置	レバー式等容易に操作できるものか 設置高さは、床面から100cm程度か 非常時に外から解錠できるものか		出入口に袖壁を設けているか	
腰掛け便座	便座の高さは、40cm程度か 便器の形状は、車いすのフットレストが当たりにくいぐいれの大きいものか		背もたれを設けているか 温水洗浄便座の場合、操作スイッチは壁付け式か	
手 す り	便器の両側に設置し、便器に沿った壁側はL字型手すり、もう一方は可動式の水平手すりか L字型手すりの縦手すり部分は、便器先端から25cm程度の位置か 壁とL字型手すりの間隔は、5cm程度以上か 手すりの高さは、便座面から25cm程度の位置か 両手すりの間隔は、70～75cm程度か 可動式の水平手すりの長さは、便器先端と同程度か			
洗 浄 装 置	便器に腰掛けた状態で容易に操作できる位置に設けているか 操作しやすい押しボタン式、靴べら式等容易に操作できるものか		便器に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から操作できる位置に設けているか	
鏡	鏡の下端は洗面器上端部にできるだけ近い位置で、かつ、床面から鏡の上端まで180cm程度以上か			
洗面器具 水栓器具	洗面器の下に床上65cm程度の高さがあり、洗面器上面の高さが80cm程度以下か 洗面器の位置、形状は、車いすから便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならないか 水栓器具は、レバー式、光感知式等、容易に操作できるものか		水石けんホルダーを設けているか	

項目	整備内容	チェック	望ましい基準	チェック
非常通報装置	便器に腰掛けた状態で容易に操作できる位置に設けているか		便器に腰掛けた状態、車いすに座った状態及び床に転倒した状態から操作できる位置に設けているか	
ペーパーホルダー	便器に腰掛けた状態で容易に利用できる位置に設けているか		便器に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から利用できる位置に設けているか	
乳幼児いす(※1)	乳幼児いすを設けているか (床面積2,000㎡以上で一定用途の建築物(※3)) 乳幼児いすが設けられていることを表示するサインを設置しているか			
乳幼児ベッド(※2)	乳幼児ベッドを設けているか(床面積2,000㎡以上で一定用途の建築物(※3)) 乳幼児ベッドが設けられていることを表示するサインを設置しているか			
フック等 その他の設備			フックを複数設け、1以上は車いす使用者に配慮した高さか 手荷物棚を設けているか 手洗器を設けているか 感知式照明スイッチを設けているか	

(※1) 一般トイレの便房内に設ける場合は、この限りでない

(※2) 一般トイレに設ける場合又はトイレ以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない

(※3) 一定用途の建築物…官公庁施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター、保健センターに限る。)、医療施設、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設、集会施設及び一日の平均乗降客が5,000人以上の鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルをいう。